

消防副士長に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月17日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第12号

消防副士長に関する規程の一部を改正する規程

消防副士長に関する規程（平成28年3月11日消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（資格）

第3条 消防副士長は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 消防士の階級にあること。
- （2） 満27歳以上であること。
- （3） 大学卒業程度採用者は満5年以上、高校卒業程度採用者は満9年以上（修学年数に応じ満7年まで短縮可能）の勤務実績を有すること。
- （4） 審査実施前の直近4期分の能力態度評価及び直近2期分の業績評価の全体評価がいずれも3以上であること。
- （5） 審査実施前1年以内に懲戒処分を受けていないこと。
- （6） 審査実施年度の基礎教養検定に合格していること。

2 前項第1号から第3号までの基準日は、審査を実施する年度の4月1日とする。

附 則

この規程は、令和6年6月17日から施行する。